

常勤役員の報酬に関する規程

(平成22年4月27日 総会決議)

(総 則)

第1条 本規程は定款第29条に基づき、常勤の役員の報酬等の支給基準に関し必要な事項を定めるものである。

(報 酬)

第2条 本会の常勤役員（常務理事をいう。）には報酬を支給する。

2 常務理事が事務局長を兼務する場合は、事務局長として本会事務局職員給与規則に従い支給する。

その場合、60歳に達した日後の新年度から第2条4項以降の規定により支給する。

3 常務理事が事務局長を兼務しない場合は、第2条4項以降の規定により支給する。

4 報酬の種類は、俸給及び通勤手当とする。

(給与の支給)

第3条 俸給及び通勤手当は、その月の月額的全額を毎月20日に支給する。ただし、支給定日が日曜日に当たるときは支給定日の前々日（その日が休日に当たるときは、その前日）に、支給定日が土曜日に当たるときは、支給定日の前日に支給する。

(俸 給)

第4条 俸給月額は次のとおりとする。

常務理事 1,000,000円以下

ただし、年額契約を12ヶ月で除した額とする。

(通勤手当)

第5条 通勤手当は、本会事務局職員給与規則により支給する。

(日割計算)

第6条 新たに役員となった者には、その日から俸給及び通勤手当（以下本条において「俸給等」という。）を支給する。

2 役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの俸給等を支給する。

3 役員が死亡により退職した場合には、その月までの俸給等を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により俸給等を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給等の額は、その月の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

(報酬の支払方法)

第7条 役員の報酬は、その全額を通貨で、直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 役員が報酬の全部又は一部につき自己の預金又は預金への振り込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(端数の処理)

第8条 この規程により計算した金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(実施に必要な事項)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、事務局職員の例に準ずるものとする。

(改訂)

第10条 本規程の全部または一部を改訂するときは、総会の決議を得ることを必要とする。

(施行日)

第11条 本規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

1. 常勤役員が出向の場合は、出向元に支払う報酬等の本会負担分が、給与規則ならびに本規則を超えない範囲で出向元との契約による。